伊達いわな生産体制構築支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１　宮城県（以下「県」という。）は、水産技術総合センターが開発した全雌三倍体イワナ「伊達いわな」に関して、民間主導による生産体制を確立するため必要な機器等の整備を行う事業実施主体に対し、予算の範囲内において伊達いわな生産体制構築支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和５１年宮城県規則第３６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

　（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　伊達いわな

　　 伊達いわなブランド管理指針に定める要件を全て満たすイワナをいう。

(2)　事業実施主体

伊達いわなの生産体制の確立に取り組む県内内水面養殖業者（伊達いわな振興協議会会則第３条（１）に規定する伊達いわな生産者）、または伊達いわなの振興を図る者として知事が適当と認めた者をいう。

（交付対象等）

第３　補助金の交付対象となる事業の内容、経費、補助率及び重要な変更は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第４　規則第３条第１項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第１号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

２　　前項の補助金の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

３　　規則第３条第２項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

1. 補助事業計画書（別記様式第１号－別紙１）
2. 事業実施主体の納税証明書（税目は全ての県税）
3. 事業実施主体の暴力団排除に関する誓約書（別記様式第１号－別紙２）
4. 見積書及び相見積書（１者随意契約の場合はその理由書）、契約書、納品書、領収書等の証憑書類
5. その他知事が必要と認める書類

４　　次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

1. 暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）に規定する暴力団又は暴力団員等
2. 県税に未納がある者
3. 国内の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者及び反社会勢力、又はこれに類似する企業・団体
4. その他補助が適当でないと知事が認める者

５　　知事は、前項第１号に定める暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

　（交付の決定）

第５　知事は、第４の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

２　　同一団体かつ同一事業内容において、他補助事業と併用して本補助事業の交付決定を受けることはできない。

３　　知事は、交付決定に当たって、第４第２項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、当該申請に係る補助対象経費から当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

４　　知事は、第４第２項ただし書の規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の変更）

第６　補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更のうち、別表の重要な変更をする場合においては、あらかじめ別記様式第２号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第７　補助事業者は、補助事業を中止若しくは廃止又は他に継承させようとするときは、あらかじめ別記様式第３号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第８　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに別記様式第４号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（指令前着手）

第９　補助事業への着手は、補助金の交付決定の通知（以下「指令」という。）に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により指令前に着手する必要があると認められる場合は、この限りでない。この場合においては、補助事業者は次の条件を了承の上、別記様式第５号により知事に届け出るものとする。

1. 交付決定の通知を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
2. 事業の着手から交付決定の通知を受けるまでの期間内は、当該事業の計画変更は行わないこと。
3. 補助金の交付決定の通知前に着手した後でも、交付対象事業等に適合しないものは補助金の交付を行わないことがあること。

（実績報告）

第１０　規則第１２条第１項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第６号によるものとする。

２　　　補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　　　規則第１２条第１項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

1. 補助事業実績書（別記様式第６号－別紙）
2. 事業の実施内容が分かる資料（カタログ等）
3. 見積書及び相見積書（１者随意契約の場合はその理由書）、契約書、納品書、領収書等の証憑書類
4. その他知事が必要と認める書類

４　　　補助事業者は、第１項の実績報告を行うにあたって、補助事業の完了若しくは廃止の承認の日から一月を経過した日、又は補助事業実施年度の３月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第１１　補助金は規則第１３条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第１５条ただし書の規定により、概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第７号によるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１２　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第８号により速やかに知事に報告しなければならない。

２　　　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取り消し等）

第１３　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

1. 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
2. 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
3. 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽の報告、その他不適当な行為をした場合
4. 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
5. 補助事業者やその構成員が法令に違反した場合
6. 補助事業者やその構成員が暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

２　　　知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第１４　補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

２　　　補助事業者は、取得財産等について、財産管理台帳（別記様式第９号）を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

３　　　補助事業者は、取得財産等には、補助金の交付を受けた年度と補助金の名称を掲示又は記入するものとする。

（処分の制限を受ける財産）

第１５　規則第２１条第２号の規定により処分の制限を受ける財産は、１件当たりの取得価格が５０万円以上の機器及び施設とする。

２　　　規則第２１条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（調査及び書類の提出）

第１６　知事は第１１条の規定による実績報告書の提出があったときは、補助金に係る出納及び事業の完了状況を検査させ、必要があると認めたときは、関係書類の提出を求めることができるものとする。

（書類の提出部数）

第１７　この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各１部とする。

（その他）

第１８　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和７年６月２３日から施行し、令和７年度実施事業に係る補助金に適用する。

別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 対象経費 | 補助率 | 重要な変更 | |
| 経費の変更 | 事業の内容の変更 |
| 民間主導による伊達いわな生産体制構築のため、伊達いわな振興協議会員等が実施する次の事業  ア　自立支援型事業  伊達いわなを発眼卵や仔稚魚から管理するために必要な機器及び施設の整備等  イ　種苗供給型事業  伊達いわなを自ら生産しながら、他の伊達いわな振興協議会員等へも種苗(発眼卵や仔稚魚含む)を供給するために必要な機器及び施設の整備等 | ア・イ共通  自動検卵機械、自動給餌器、飼育水槽、飼育池の修繕費、  新たな水源の探索費用（ボーリング、取水費用）など | ア　１／２以内（２，５００  千円以内）  イ　２／３以内（６，６００  千円以内） | 補助金の増額  又は補助金の２０％以上の減額 | 補助事業の一部の取組の中止又は廃止 |